

知財法務の勘所Q&A（第107回）

営業秘密管理指針の改訂について

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
弁護士 角田 匠吾¹

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）は、事業活動における技術上又は営業上の情報のうち所定の要件を満たすものを「営業秘密」として法的に保護し、これを侵害する行為を不正競争行為の一類型として民事上及び刑事上規制しています。報道によれば企業における営業秘密の漏えいに関する事件は2025年に過去最多となっており²、企業や大学・研究機関等の組織は、事業上重要な情報について、万が一これらの情報が流出した場合にも差止めや損害賠償、刑事告訴等の適切な措置を取ることができるよう、これらの情報が営業秘密として保護されるような情報管理を実施することが肝要です。

2003年1月30日、経済産業省は、営業秘密として不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す指針として「営業秘密管理指針」³を作成し、その後複数回の改訂を行いましたが、2025年3月31日に、6年ぶりとなる改訂を行いました。本稿では、営業秘密に関する法制度や営業秘密管理指針の概要を改めて紹介するとともに、同指針の直近の改訂のポイントを解説します。

Q1 営業秘密とは何でしょうか。ある事業活動における技術上又は営業上の情報が営業秘密として保護されるための要件を教えてください。

A1 不正競争防止法2条6項は、「営業秘密」を、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」と定義しています。すなわち、ある事業活動における技術上又は営業上の情報が営業秘密として保護されるためには、①情報が秘密として管理されていること（秘密管理性）、②事業活動に有用であること（有用性）、③公然と知られていないこと（非公知性）が必要です。

1 なお、本稿は、古沢亮介弁護士の執筆協力を得ました。

2 日本経済新聞「企業の営業秘密漏洩、過去最多8割は転職・独立時に持ち出し」（2026年3月26日）（<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUD237XD0T20C26A3000000/>、2026年4月20日最終閲覧）。

3 <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/guideline/r7ts.pdf>

① 秘密管理性

秘密管理性要件の趣旨は、企業が秘密として管理しようとする対象が明確化されることによって、当該営業秘密に接した者が事後に不測の嫌疑を受けることを防止し、従業員等の予見可能性、ひいては経済活動の安定性を確保することにあります。

そのため、ある事業活動における技術上又は営業上の情報が秘密管理性要件を充足するためには、保有者が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分であり、保有者の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、従業員等が当該秘密管理意思を容易に認識できる必要があります。

② 有用性

有用性要件の趣旨は、公序良俗に反する内容の情報等、法律上保護する正当な利益に乏しい情報を営業秘密の範囲から除外することにあります。

そのため、ある事業活動における技術上又は営業上の情報が、保有者の事業活動に使用されるものであれば、当該情報が公序良俗に反する等のような場合でない限り、有用性要件は充足されます。

③ 非公知性

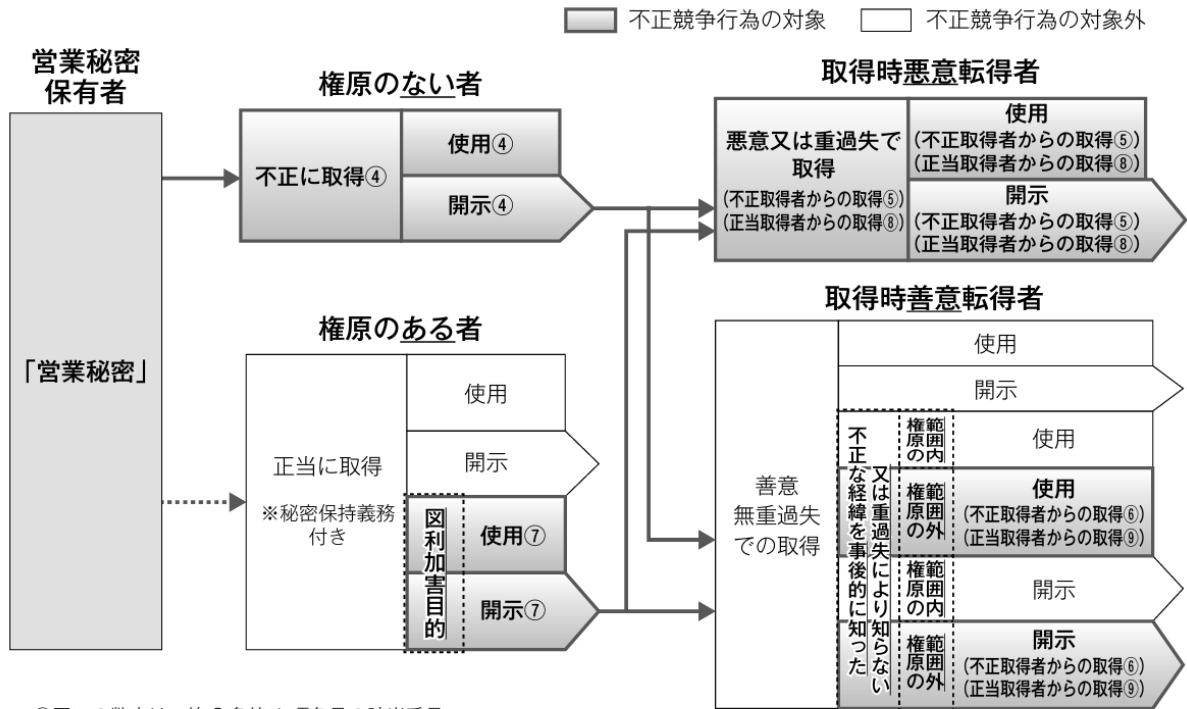
非公知性要件が認められるためには、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないことが必要です。営業秘密における非公知性要件は、特許法上の発明の新規性の判断における「公然知られた発明」（特許法29条）の解釈と一致するわけではありません。すなわち、特許法の解釈では、特定の者しか当該情報を知らない場合であっても当該者に守秘義務がない場合は特許法上の公知となり得ますが、営業秘密における非公知性では、特定の者が事実上秘密を維持していれば、なお非公知と考えることができます場合があります。また、保有者以外の第三者が同種の営業秘密を独自に開発した場合、当該第三者が秘密として管理していれば、なお非公知です。

Q2 営業秘密として保護される場合、どのような行為が不正競争行為として禁止されるのですか。

また、その不正競争行為に対して、どのような手段をとることができますか。

A2 営業秘密を対象とする民事上の不正競争行為は、以下に図示する類型の行為です⁴。すなわち、権原のない者の不正取得・使用・開示だけでなく、権原のある者の図利加害目的での使用・開示や、これらの行為について悪意又は重過失である転得者の取得・使用・開示や、転得後に悪意又は重過失となった転得者の（権限の範囲外の）使用・開示が規制されます。また、営業秘密の不正使用行為により生じた物の譲渡等も規制されます。

4 経済産業省 知的財産政策室編「逐条解説 不正競争防止法 令和6年4月1日施行版」(<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/Chikujyo.pdf>) 97頁より抜粋。



※○囲いの数字は、第2条第1項各号の該当番号。
 ※「悪意又は無過失」は、当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らないことを示す。
 ※「善意・無重過失」は、当該行為があったことを、重大な過失なく知らないことを示す。
 ※不正使用行為によって生じた物の取扱いについては、営業秘密の不正使用により生じた物の譲渡等も、対象とする⑩。

不正競争行為による営業上の利益の侵害に対する措置としては、民事上の措置として営業上の利益を侵害された者による差止請求（不正競争防止法3条）や損害賠償請求（同法4条）が認められています。また、不正競争行為の中でも、図利加害目的で営業秘密不正取得行為を実行した場合等、特に違法性が高いと認められる行為類型については、刑事罰の対象となります（同法21条）。行為者については最大で10年以下の拘禁刑又は2000万円以下の罰金刑（海外重罰の場合、3000万円以下の罰金刑）が科される可能性があるほか、両罰規定により、法人については最大で5億円以下の罰金刑（海外重罰の場合、10億円以下の罰金刑）が科される可能性があります（同法21条、22条）。

Q3 営業秘密管理指針とは何ですか。
 営業秘密管理指針の概要を教えてください。

A3 営業秘密管理指針は、経済産業省が2003年1月30日に作成した、営業秘密として不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示す指針です。

同指針の「はじめに」によれば、同指針は、営業秘密の定義等について、イノベーションの推進、勤務・労働形態の変化、海外の動向や国内外の裁判例等を踏まえて、一つの考え方を示しているものであり、法的拘束力を持つものではありません。したがって、個別事案の最終的な法的判断は裁判所に委ねられるものの、同指針は、企業や大学・研究機関等の組織が保有する技術上又は営業上の情報が営業秘密に該当するか否かの判断の目安として機能します。

同指針は、「1. 総説」として不正競争防止法における営業秘密保護制度を概説したのち、「2. 秘密管理性について」、「3. 有用性の考え方」、「4. 非公知性の考え方」では、秘密管理

性・有用性・非公知性に関する考え方をそれぞれ具体的に示しています。特に、「2. 秘密管理性について」では、秘密管理性要件を満たすためにどのような秘密管理措置が必要となるか、営業秘密を企業内外で共有する場合にどのような点を留意する必要があるかについて、具体例を挙げながら詳しく説明しており、企業や大学・研究機関等の組織が保有する技術上又は営業上の情報の管理方法を検討する上で大いに参考となります。

Q4 2025年3月に営業秘密管理指針が改訂された経緯と改訂の概要を教えてください。

A4 近年、多くの企業でテレワーク勤務が実施されることにより自宅等の企業の施設外において営業秘密に触れる機会が増えたこと、企業と派遣元との契約に基づき派遣されてくる派遣労働者が営業秘密に接する機会が増えたこと、労働形態の多様化の流れの中で兼業・副業の活発化により兼業先・副業先の営業秘密に接する機会が生じていること、また、企業や大学・研究機関等の組織の情報管理の手法としてクラウド技術・環境を前提とした管理が進んでいることから、これらの動きを踏まえた営業秘密管理指針の改訂が行われました。当該改訂は多岐にわたりますが、中でも重要と思われるポイントは以下のとおりです。

① 営業秘密の要件の民事上・刑事上の解釈の明確化

従来の指針では明らかではありませんでしたが、近時の裁判例を踏まえ、秘密管理性・有用性・非公知性という営業秘密の三要件に関する解釈について、民事上も刑事上も同様であるとの記載が追加されました（同指針5頁）。

② 営業秘密以外の情報の保護に関する整理

2018年の不正競争防止法改正で新設された限定提供データ（同法2条7項）を踏まえ、営業秘密に該当しない場合であっても限定提供データに該当する場合には、限定提供データに基づく差止め等を請求することが可能な場合があること、また、営業秘密や限定提供データに該当しない場合であっても、私人間の契約（秘密保持契約等）に基づく差止め等を請求することが可能な場合があることが整理されました（同指針5頁）。

③ 秘密管理性要件における秘密管理措置のアップデート

秘密管理性要件が認められるために必要な秘密管理措置の具体的な内容・程度は、従来の指針より、当該営業秘密に接する従業員の多寡、業態、従業員の職務、情報の性質、執務室の状況その他の事情によって異なるとされていましたが、今回の改訂で、以下のとおり情報の性質（重要性）に照らして秘密管理措置の具体的な内容・程度が変わり得ることについて、その具体的な考え方が追記されました（同指針10頁）。

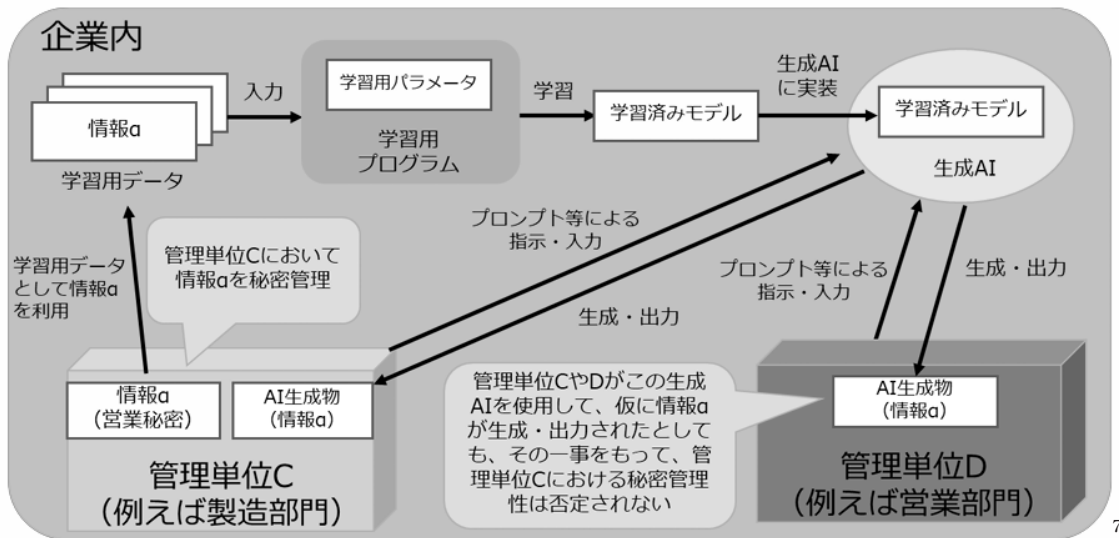
情報の性質に関して、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であり、当然に秘密として管理しなければならないことが従業員にとって明らかな場合には、そうした従業員の認識を活用した管理が許されて然るべきであり、会社のパソコン等へログインするためのIDやパスワードなどにより秘密情報へのアクセスが制限されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。

また、外部クラウドの利用については、従来の指針において「外部のクラウドを利用して営業秘密を保管・管理する場合も、秘密として管理されていれば、秘密管理性が失われるわけではない。例えば、階層制限に基づくアクセス制御などの措置が考えられる」と記載されていましたが、上記で述べた従業員の情報の性質（重要性）に関する認識を踏まえた管理として、以下の記載が追記されました（同指針14頁）。

情報の内容・性質等からいって、当該営業秘密保有者にとって重要な情報であることが明らかな場合には、外部のクラウドにアクセスするためにID・パスワードなどが設定されているといった程度の技術的な管理措置や、就業規則や誓約書において当該情報の漏えいを禁止しているといった規範的な管理措置で足りる場合もある。

さらに、近時の生成AIの活用を踏まえ、社内の複数の部門で同じ情報を保有しているケースにおける生成AIの利活用と秘密管理性要件との関係性を具体的に説明するものとして、以下のような記載が追加されたことが注目されます（同指針18頁）。

管理単位Cで秘密管理されている情報 *a* を生成AIに利用していた場合であって⁵、その後、管理単位Cで当該生成AIから当該情報 *a* がAI生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 *a* が管理単位Cで秘密管理されているのであれば、管理単位Cで当該情報 *a* が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位Cにおける秘密管理性が否定されることはないと考えられる⁶。また、管理単位Dで当該生成AIから当該情報 *a* がAI生成物として生成・出力されることがあったとしても、当該情報 *a* が管理単位Cで秘密管理されているのであれば、管理単位Dで当該情報 *a* が生成・出力されたことの一事をもって、管理単位Cにおける秘密管理性が否定されることはないと考えられる。



5 例えば、AIの開発・学習段階において、学習用データを学習に利用してAI（学習済みモデル）を開発する場合等が想定されています。

6 ただし、当該企業にとどまらず、当該情報 *a* が当該企業以外の第三者（例えば、生成AI提供事業者等）に提供される場合は、秘密管理性が否定される場合もあり得るとされています。

④ 非公知性要件の明確化

さらに、非公知性については、近年のランサムウェアによる攻撃を受けてダークウェブ（一般的な方法ではアクセスできず、また検索エンジンで見つけることも不可能なWebサイト）へ情報が流出する事案が相次いでいることを踏まえ、「第三者からのハッキング等により営業秘密が、ダークウェブに公表されたとしても、その一事をもって直ちに非公知性が喪失するわけではない」ことが追記されました（同指針22頁）。

また、リバースエンジニアリング（製品を解析、評価することによって、その構造・材質・成分・製法等その製品に化体している情報を抽出したり、抽出した情報を使用したりする行為）による非公知性の喪失については、従来は一般論の記載がありませんでしたが、以下のような記載が追記されました（指針23頁）。

リバースエンジニアリングによって営業秘密を抽出できる場合、抽出可能性の難易度の差によって判断がわかれることになる。具体的には、誰でもごく簡単に製品を解析することによって営業秘密を取得できるような場合には、当該製品を市販したことによって営業秘密自体を公開したに等しいと考えられることから、非公知性を喪失すると考えられる。これに対し、特殊な技術をもって相当な期間が必要であり、誰でも容易に当該営業秘密を知ることができない場合には、当該製品を市販したことをもって非公知性を喪失するとはならない。

Q5 営業秘密管理指針の改訂を踏まえ、事業上重要な情報はどのように取り扱うべきでしょうか。

A5 企業や大学・研究機関等の組織が保有する事業上重要な情報の漏えいについては、不正競争防止法に基づく適切な措置を講じることができるよう、少なくとも営業秘密管理指針を踏まえた情報管理体制を整備することが重要です。

今回の改訂では、とりわけ、テレワーク勤務を前提とした情報管理や外部クラウド利用による情報管理、生成AIの利活用という、近年の企業や大学・研究機関等における情報管理の実態に即したアップデートが加えられています。そのため、過去に同指針を参照して情報管理体制を整備している場合であっても、改訂後の同指針を改めて参照した上で、必要に応じて情報管理措置の見直し（例えば、外部クラウド利用における技術的なアクセス制御措置の精査や、自社で生成AIの強化学習を行う場合の学習用データへの営業秘密の利用方法の整理等）を検討することが必要です。

7 経済産業省 知的財産政策室編『『営業秘密管理指針』の主な改定内容一覧』（令和7年1月）（https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/027_03_01.pdf）16頁より抜粋。